

広島県告示第八百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年八月二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年七月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八六号	尾道市御調町大字岩根字青木二二六番一地从先から尾道市御調町大字岩根字金神三二三番一地从先まで	平成十九年七月十九日